

第4回十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会 会議概要

日 時：令和2年6月1日（月）19:00～

会 場：越後妻有文化ホール「段十ろう」多目的ルーム

1 開 会

委員出席者：岩田委員長、佐藤副委員長、村山(正)委員、生越委員、栢森委員、小島委員、佐藤(達)委員、佐藤(美)委員、菰澤委員、長野委員、村山(ひ)委員、高橋委員 計12名

市側出席者：蔵品教育長、金澤部長、鈴木館長、樋口補佐、村山係長、春川館長補佐（中条）根津館長補佐（川治）、古澤副館長（吉田）、山田（飛渡）、根津館長補佐（水沢）、春日副館長（川西）、吉楽副館長（中里）、田辺副館長（松代）、村山館長補佐（松之山） 以上14名

2 挨拶

蔵品教育長
岩田委員長

3 報告

※報告(2)と議題(1)・(2)について、当初の検討案件でなく急遽、委員の方に検討していただきたい事案があったので、検討をお願いしました。

(1) 会議の開催予定について

【資料1】

(2) 公民館施設の耐震化について

・公民館耐震化事業

【資料2】

・地区公民館・分館の位置等

【資料3】

出された主な質問と回答

・未協議となっている公民館(吉田、松代、松之山)は、いつ頃に協議するか決まっているのか。

⇒協議済みの公民館は、行政から協議を要望したものでなく、地元からの発案で協議を開始しました。市として地元からの発案を受け順次、協議を開始したいと考えていますが、発案がなくとも市から必要なタイミングで協議をしていただく場面もあります。

4 議題

(1) 社会教育委員と公民館運営審議会委員について

・社会教育委員による公民館運営審議会委員兼任に関する方針
(平成28年度に方針を決めた時の資料)

【資料4】

- ・文化スポーツ部所管の審議会内容
- ・文化スポーツ部所管の審議会等の組織図

【資料5】

【資料6】

出された主な意見

- ・社会教育委員を何年かやったが、何をすればいいかわからなかった。非常に広い範囲で掴みどころがないというのが正直なところでした。
- ・社会教育委員は、文化振興、公民館、スポーツ、文化財関連を含んだ内容を審議する。それぞれの審議会や運営員会で専門の部分を審議する。社会教育委員をなくすと文化振興の部分を審議する会がなくなる。社会教育委員は必要なのでは。
- ・平成28年に公民館運営審議会を兼務するという提案があつて、平成29年度からこのようなカタチになったが、当時の社会教育委員のメンバーと言うのは、特に公民館に係る人っていうのは、いても2人〜3人ぐらいで結構幅広い分野から委員になっていた。
- ・公民館運営審議会を社会教育委員がやってくれるということになると、やっぱりちょっと専門性が薄れる。兼務にするのなら、様々な分野の方から委員になって頂きたい。
- ・社会教育委員と公民館運営審議会委員の大きな違いがある。社会教育委員は、教育委員会の諮問に応じる（意見を言うことができる）。一方、公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じる。なので、社会教育委員の方が持っている権限が大きい。
- ・「社会教育委員やっていましたけどもどの範囲かわからない」っていうこと自体が、今の十日町市の社会教育の理念だとかそういうものが曖昧な状態になっており、全体を統括できない状態になっていると思う。
- ・全体を統括して、ここはちょっと違うんじゃないかと言う風な意見を言うことができるのが社会教育委員であり、街づくりの人を育てる組織だと思う。だから、他の審議会と同列に置くのではなく上に行くべきで、社会教育委員の中には有識者が必ずいるべきと思う。利益を享受する人だとかそういう人ではない第三者の立場で、街づくりのことが正に評価できるっていう人がいるべきで、そういう風な組織であればどちらかに偏るだとかそういう風な街づくりにはいかないだろうなと思う。公民館活動の原点とかそういう街づくりのための人を教育すること、人を育てるということというのが、組織のカタチをとることによって明確に十日町市の方針が見えてくると思いました。
- ・A案だと本当に十日町独自と言いますか、十日町はこういう方針で行くんだよというそういう考え方かもしれない。B案の方は基本的にはこれでいいかもしれないんだけど、実際社会教育委員はこのいろいろな審議会の中をちゃんと精査して意見を言える覚悟が無いとそこがちょっと問題なところはあろうかと思います。
- ・B案は、各審議会で決めたものを二度話し合うということが無駄だという。ただ、今まで変えることができなかった十日町だからそうなるんです。もっと柔軟に社会教育委員として、社会教育とはどんなものかというのを踏まえた中で、街づくりとかそういうのを独立性をもった組織なんだっていう認識を持てるようになってほしい。
- ・役割としてはB案の方が良い。ただいろんな役がたくさんあつて会議もたくさんある中で効率化を図っていくんだったらA案が望ましいと思う。
- ・公民館は、公民館運営に関わる部分で社会教育活動と関わり合いながら繋げていきながら見ていくのが公民館業務の一つだと思う。
- ・地域振興を行うのも公民館の役目だと思う。そういったことを網羅しながら社会教育委

員からの「公民館の活動どうあるべきか」っていうのを審議していただく必要があるとも思う。おそらく将来的な部分、基本的な考え方でいくとB案なんだろうけども、いろんな状況を考えていくと、A案の方に流れざるを得ない。

(2) 公民館の利用制限について(社会教育法第 23 条)

①営利を目的とした利用

②政党の利用

③宗教の利用

・社会教育法(抜粋資料)

【資料 7】

・公民館 Q & A (抜粋資料)

【資料 8】

・他市公民館へのアンケート(抜粋資料)

【資料 9】

出された主な意見

- ・商人に利益を上げさせるような経営をすることは本条に反する。特定の者に利益を上げさせるというのはやっぱりまずいと思う。
- ・催眠商法などに公的施設が利用される恐れがある。
- ・民間事業者が社内の会議や職員研修などで利用するのは問題ないと思う。利用目的により判断するべきと思う。
- ・政党であろうが宗教であろうが活動内容を把握する必要があると思うし、勧誘とか販売行為に絶対しないんだっていう規定範囲内でやることを確認するなら利用を許可すべきと思う。

5 その他

- ・第 5 回開催日 6 月 2 9 日 (月) 1 9 : 0 0 ~ 会場 : 段十ろう
(議題・・・公民館が担うべき地域課題解決に向けた取組みについて)
- ・第 6 回開催日 8 月 1 1 日 (火) 1 9 : 0 0 ~ 会場 : 段十ろう
(議題・・・提言内容について)

6 閉会 佐藤副委員長 20:50 終了